

## 1. イントロダクション

### 1.1 アラブ首長国連邦(UAE)の法制度の概要を教えてください。UAEの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

UAE は、7つの首長国(アブダビ、ドバイ、シャルジャ、ラース・ル・ハイマ、ウンムルカイワイン、アジュマン及びフジャイラ)からなる連邦国家である。その法体系は、制定法を主たる法源とする大陸法系に属し、フランス法及びローマ法をルーツとするエジプト・アラブ共和国の法制度に大きな影響を受けている。

イスラム法(シャリーア)は、家庭裁判所において適用されるが、商事分野における影響度はより低い。商事分野においては、コモンロー系の各国法(特に英国法及び米国法)に準拠した国際的契約の存在感の増加に伴いコモンローの原理及び実務が浸透しており、例えば、裁判官は(先例に拘束はされないものの)先例を考慮して判断する傾向がみられる。

司法制度における革新が受け入れられるのは、世界的な動向に沿う傾向であり、裁判官の多国籍構成による影響もある。特に、アブダビ及びドバイでは、急速な商業発展に対応するため多数の裁判官が中東又は北アフリカ地域から採用又は出向受入されている。また、エジプト・アラブ共和国からの裁判官の大量採用は極めて高度な法律学の浸透を促し、コモンローの素養を有するスーダン共和国の裁判官や大陸法系の研修を受けたシリア・アラブ共和国及びレバノン共和国の裁判官によっても、更なる創造的融合がもたらされている。

### 1.2 UAEでは裁判所はどのように構成されていますか。

UAE 憲法は、各首長国が独自の立法府、裁判官及び裁判所を有することを認めているが、ドバイ及びラース・ル・ハイマを除き、各首長国はいずれも連邦統一モデルに従った裁判所の運営を選択しており、これら裁判所は連邦裁判所と呼ばれている。UAE における裁判所は、大陸法の序列に沿い、第一審裁判所、控訴審裁判所及び最高裁判所から構成され、いずれも民事、刑事及び家事(シャリーア)事件を扱う部門を有する。UAE の裁判所において代理人活動を行うことができるのは UAE 国籍を持つ弁護士に限られ、また、連邦裁判所での代理人活動を認められた弁護士が地方裁判所で代理人活動を行おうとする場合には、別途のライセンスが必要となる。

大半の首長国においては、通常の民事及び刑事裁判所を補うものとして、各種の特別裁判所が設けられている。商事分野ではドバイ国際金融センター(以下「DIFC」という。)裁判所が重要であり、同裁判所は DIFC

内で登録された法人に対して管轄を有する。

また、賃料裁定委員会(Rent Committee Tribunal、以下「賃料裁定委員会」という。)は、個人住居及び商業利用を含む賃料に関する全ての紛争に対する管轄を有し、労働省(Ministry of Labour、以下「労働省」という。)は、UAE 労働法の実施に関する一切の問題及び紛争を取り扱う権限を有する。弁護士は、UAE 内の裁判所における代理人活動のみならず、賃料裁定委員会及び労働省における紛争解決手続きにおいても、幅広い経験及び資質に基づき代理活動を行っている。

### 1.3 UAEでは弁護士はどのように組織されていますか。

UAE の弁護士は、英国等の弁護士のように弁護士会や監督団体の下で活動を行うものではない。外国弁護士又は外国居住の弁護士が UAE において代理人活動を行おうとする場合、労働省による労働許可証を申請する必要がある。同省は弁護士が UAE に進出して同国内で活動を行おうとする場合に関して独自の基準を設けている。外国居住の弁護士が UAE の裁判所で代理人活動を行うことは認められていない。

### 1.4 UAEでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

UAE で活動する弁護士は作業時間に応じた時間報酬請求方式をとる場合が多く、これは国際的に見ても標準的な実務運用に沿うものであるが、報酬上限を設定する場合又は定額報酬による場合もある。尚、時間単価は、案件を担当する当該弁護士の経験及び資格レベルに応じて増額設定されるのが通常である。

## 2. 事業を行うための組織

### 2.1 UAE国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、UAE国内に事業組織を設立する必要がありますか。

UAE 国内でサービスを提供し又は物品の販売を行うためには、UAE 国内に事業組織を設立する必要がある。利用する企業形態の種類(後記 2.2 参照)にかかわらずライセンスの取得が必要であり、ライセンスには以下の3種類がある。尚、フリーゾーンにおけるライセンス制度については、後記 2.4 を参照されたい。

- (1) 商業ライセンス(あらゆる種類の取引)
- (2) 工業ライセンス(製造業又は工業)
- (3) 専門ライセンス(専門職、サービス業及び職人)

更に、事業組織を設立することなく、現地で商業代理店を選任した上で UAE 内の輸入業者や貿易業者に対して直接に販売を行うという方法も頻繁に利用されている。1981 年連邦法 No.18(その後の改正を含め、以下「商業代理店法」という。)は、現地の代理店・販売店に対し、経済省(Ministry of Economy、以下「経済省」という。)への登録を条件として保護を与えている。同法に基づき代理店契約についても登録する必要がある。

るが、実務上は登録しない例も見られ、この場合には商業代理店法ではなく民法及び商法が適用される。登録をするためには、代理店・販売店が UAE 国民であるか、又は UAE 国民が全部を出資する商事会社でなければならない。登録によって与えられる法律上の保護の中には、外国当事者による契約終了又は更新拒絶の制限や、排他的販売権、契約終了又は更新拒絶の場合における補償を得る権利などがある。

## 2.2 UAEではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

### 主要な法令

UAE において事業組織を設立する際には様々な企業形態を利用することができる。それらを規定する主要な法令は、以下のとおりである。

- ・ 1984 年連邦法 No.8(商事会社法)(その後の改正を含め、以下「商事会社法」という。)
- ・ 1985 年連邦法 No.5(民事取引法)(その後の改正を含め、以下「民法」という。)
- ・ ドバイ首長国における専門職及び職人へのライセンス付与に関する 1991 年ローカル・オーダーNo.63(ドバイの場合)

### UAE法上の企業形態

#### A. 商事会社 — (商事会社法において規定)

下記商事会社のうち、外資による利用頻度が最も多いのは有限責任会社である。

- ・ 合名会社(general partnership)
- ・ 合資会社(simple limited partnership)
- ・ 合弁事業会社(joint venture company/joint participation)
- ・ 公開株式会社(public joint stock company)
- ・ 非公開株式会社(private joint stock company)
- ・ 有限責任会社(limited liability company)
- ・ 株式合資会社(partnership limited by shares)
- ・ 外国会社(フリーゾーン外の支店又は駐在員事務所)

#### B. 民事会社 — (民法において規定)

- ・ 役務会社(service company/work company/company to perform work)
- ・ 投機事業組合(speculative venture partnership)
- ・ ムダーラバ会社(mudaraba company)

### C. フリーゾーンの事業体

UAE には大規模なフリーゾーンが設けられており、その大部分はドバイに所在する。外国会社は各フリーゾーン内に完全所有の支店を置くことができ、かかる支店についてはローカル・スポンサー要件(後記 2.3「外国会社の支店の場合」参照)が免除される。各フリーゾーンは独自の法律、規則、規制及び要件を定めており、商事会社法は適用されず、株主(社員)が UAE 国民であることも要求されない。しかし、フリーゾーン内において設立された事業体は、当該フリーゾーン内の取引又は国際取引のみを行うことが可能である点に留意されたい。

フリーゾーン内の支店又は法人の設立については、当該フリーゾーン庁が所轄し、それぞれ最低資本金規制が定められている。フリーゾーンの事業体は、通常、3 つのうちのいずれかの形態をとることができる。

- ・ 外国会社の支店
- ・ フリーゾーン・エスタブリッシュメント(Free Zone Establishment、以下「FZE」という。)(外国会社又は外国人を唯一の株主とする別個の法人。)
- ・ フリーゾーン・カンパニー(Free Zone Company、以下「FZCO」という。)(FZE と類似するが株主が複数である点で相違する。)

### D. オフショア会社 — ジェベル・アリ・フリーゾーンのオフショア会社など

上記の各種事業形態と異なり、物理的な営業所の設置が不要(ペーパーカンパニー)となる。

- ・ 100%外国資本
- ・ 法人税及び所得税につき設立後 50 年間の免除(更新可能)
- ・ 物品輸入につき非課税
- ・ 外国通貨規制なし
- ・ 利益及び資本につき本国への全額送金が可能
- ・ フリーゾーン・オンショア会社よりも低廉な費用
- ・ 払込み済み資本金規制なし

## **2.3 各事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどの程度ですか。**

主な設立手続の概要は以下のとおりである。但し、具体的な手続きやスケジュール等については、最新情報を所轄官庁ないし法律顧問に確認されたい。

### A. 商事会社 — (商事会社法において規定)

#### 公開株式会社の場合

公開株式会社の設立手続の概要は以下のとおりである。尚、最低資本金は 1000 万ディルハム(AED)であ

り、発起人は 10 名以上を必要とする。

- (1) 発起人間契約書を作成し、事業計画又は企業化調査を添付する。
- (2) 経済省により承認された様式に従い、定款(基本定款及び通常定款)を作成する。
- (3) 経済省と関連する官庁により構成された委員会に対し、当該定款を提示して承認を求める。
- (4) 上記承認が得られた後、目論見書を公表する。目論見書の要約(設立される会社の概要及び公衆に対する株式の引受けの勧誘が記載される。)を現地のアラビア語の新聞 2 紙に掲載して株式の公募を行う。公募に応じて株式を引き受けようとする者は、会社の営業所又は指定された金融機関において目論見書の写しを入手することができる。
- (5) 10 日以上 90 日以下の期間にわたって株式の引受けの申込みを受け付ける。この期間は延長することもできる。
- (6) 創立総会を招集する。創立総会において、現物出資による株式の発行を承認し、設立時取締役を選任し、会社の成立を宣言する。
- (7) 経済大臣が決定により会社の成立を公表する。
- (8) 経済開発局に商業登記を行い、商業ライセンスを得て、更に特定の首長国の商工会議所の会員となる。
- (9) 登記後、受領証を銀行に提示して払込金の会社への返還を受け、発起人に設立費用を償還する。

### **非公開株式会社の場合**

非公開株式会社の設立手続の概要は、上記の公開株式会社の場合と基本的には同じである。但し、最低資本金は 200 万ディルハム(AED)であること、株式を公募することはできないこと、また、発起人の数は 3 名で足りることなどの違いがある。尚、非公開株式会社は、商事会社法 217 条に基づき、公開株式会社への組織変更を行うことができる。

### **有限責任会社(limited liability company)の場合**

有限責任会社を設立する場合、関連する政府部署に対し、基本定款を提出して有限責任会社の設立承認を申請する必要がある。承認がなされた時点で、当該有限責任会社について商業登記を行うことが可能となり、適切なライセンスが発行される。

### **外国会社の支店の場合**

外国会社の支店を設置する場合、関連する政府部署に対し、支店の設置を申請する必要がある。その際の必要書類として、例えば、申請者の定款(設立証明書、基本定款及び通常定款)、適切な文言の記載された取締役会決議、支店長予定者への委任状、及び、国民サービス代理人契約書(申請会社と国民サービス代理人(通称ローカル・スポンサー)との間の契約書)等がある。外国会社は、外国会社としての登記の申請時、5

万ディルハム(AED)の銀行保証を提供し、毎年更新する必要がある。また、支店として使用する予定の施設については承認を得て、ライセンス発行手数料を支払う必要がある。

### **外国会社の駐在員事務所の場合**

外国会社の駐在員事務所の設置手続は、支店の場合と基本的に同様であるが、下記の点が異なる。

- (1) 経済省への登記は不要(登記手数料も不要)。
- (2) 経済開発局への商業ライセンス申請時、支店の場合の上記必要書類に加え、当該会社が2年以上登記され続けていることに関する証明書(当該会社の本国の所轄官庁が発行した証明書で法律文書翻訳の有資格者による公的な訳文付きのもの)を提出する必要あり。

### **B. 民事会社** — (民法において規定)

#### **役務会社(service company/work company/company to perform work)の場合**

民法に基づき外国人が100%を保有する役務会社を設立する場合、当該事業を行う首長国に係る地方サービス代理人として、UAE国民を選任する必要がある。

### **C. フリーゾーンの事業体の場合**

#### **支店**

外国会社がフリーゾーン庁にフリーゾーン内における支店の設置を申請する場合、定款、所要の内容を含む取締役会決議、及び当該支店の業務のために確保された資本金の額についての計算書類のそれぞれの写しが必要となる。

#### **FZE又はFZCO**

外国企業がフリーゾーン庁にFZE又はFZCOの設立を申請する場合、定款及び所要の内容を含む取締役会決議の写しが必要となる。FZEの場合、更に、資本金の案、株式数、現地の取引銀行及び会計士の特定、取締役及び秘書役の指名が必要となる。FZCOの場合、必要書類は株主の性質に応じて異なる。

### **D. オフショア会社** — ジェベル・アリ・フリーゾーンのオフショア会社など

手続は非常に簡素である。ジェベル・アリ・フリーゾーン庁の手続きのために登録代理人を選任され、代理権限を授与されるとともに、同庁において登録代理人として記録される。現地の法律事務所や会計事務所から登録代理人を派遣してもらうことができ、通常は定額報酬制である。

## 2.4 UAEでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

UAE で事業活動を行うためには、商業、工業及び専門ライセンスのいずれかを取得する必要があり、これらライセンスは各首長国の経済開発局(首長国によって異なりうる。)が発行する。もっとも、事業の種類によっては、ライセンス取得のために特定の省その他の官庁による承認が必要となる場合があり、例えば、銀行などの金融機関については中央銀行から、報道会社については国家メディア評議会から、製造業については財務省から特別な承認を得る必要がある。

尚、フリーゾーンにおいては、異なる種類のライセンスの取得・利用が可能であり、以下に示したのは、ドバイに所在するジェベル・アリ・フリーゾーンにおいて利用可能なライセンスの例である。当該ライセンスによる活動範囲は同フリーゾーン内に限られるが、同フリーゾーン内で活動する限り、ドバイの経済開発局からライセンスを取得する必要はない。

例) ジェベル・アリ・フリーゾーンにおいて利用可能なライセンス

- ・ **一般商業ライセンス**

あらゆる品目の輸出入、販売及び保管を行うことができる。当該ライセンスによる活動範囲は同フリーゾーン内に限られ、同フリーゾーン外で活動するためには、UAE 本土における販売店等を選任する必要がある。

- ・ **商業ライセンス**

当該ライセンスにおいて指定された品目の輸出入、販売及び保管を行うことができる。当該ライセンスによる活動範囲は同フリーゾーン内に限られ、同フリーゾーン外で活動するためには、UAE 本土における販売店等を選任する必要がある。

- ・ **工業ライセンス**

原料の輸入、製品の製造及び完成品の輸出を行うことができる。

- ・ **サービス・ライセンス**

ライセンスにおいて指定されたサービスの提供を行うことができる。尚、サービスの種類は、親会社に関連する首長国から取得したライセンスにおいて指定されたサービスの種類に従う必要がある。

- ・ **内国工業ライセンス**

GCC(湾岸協力会議)<sup>1</sup>諸国の国民/市民が 51%以上を保有する製造業社のためのライセンスであり、UAE内において現地又はGCC諸国の会社と同一の地位を有することができる。尚、当該ライセンスの取得要件として、ジェベル・アリ・フリーゾーン内において製品に付加される価値が 40%以上である必要がある。

<sup>1</sup> GCC (Gulf Cooperation Council、湾岸協力会議)は、1981年5月に設立された中東・アラビア湾岸地域における地域協力機構であり、現在、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、カタール、バーレーン、オマーンの6カ国が参加している。

## 2.5 各事業組織に関して生じる継続義務にはどのようなものがありますか。

一般的に、UAE 内の会社には計算書類の作成が求められ、ライセンス更新時にそれを提出する義務がある。例えば、有限責任会社は、その登記上の営業所において、社員の氏名又は名称、国籍、及び住所並びに社員の持分の価額を継続して記録する義務があり、また、財務記録を作成して会計士による監査を受ける必要がある。

# 3. 会社

## 3.1 UAEにはどのような種類の会社が存在しますか。

前記 2.2 参照。

商事会社の各形態についての概要は、商事会社法の規定によれば、以下のとおりである。

但し、具体的な実務運用に関しては、最新情報を所轄官庁ないし法律顧問に確認されたい。

商事会社の形態	社員(株主)の構成	UAE 国籍要件	最低資本金
合名会社 (general partnership)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 名以上の社員(連帯して無限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員の全員</li> </ul>	なし
合資会社 (simple limited partnership)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 名以上の無限責任社員(連帯して無限責任)</li> <li>1 名以上の有限責任社員(有限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無限責任社員の全員</li> </ul>	なし
合弁事業会社 (joint venture company/joint participation)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 名以上の社員 (原則として取引当事者となる社員のみが無限責任を負い、他の社員は責任を負わないが、当該会社の存在が第三者に開示された場合には他の社員も連帯して当該第三者に対して無限責任を負う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>51%以上を出資する社員</li> </ul>	なし
公開株式会社 (public joint stock company)	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 名以上の株主(有限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>51%以上の株式を有する株主</li> <li>取締役の過半数</li> <li>取締役会長</li> </ul>	1000 万ディルハム (AED)
非公開株式会社 (private joint stock company)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 名以上の株主(有限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>51%以上の株式を有する株主</li> <li>取締役の過半数</li> <li>取締役会長</li> </ul>	200 万ディルハム (AED)
有限責任会社 (limited liability company)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 名以上 50 名以下の社員(有限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>51%以上の持分を有する社員 (外国人が業務執行者になることも可能)</li> </ul>	なし
株式合資会社 (partnership limited by shares)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無限責任社員(連帯して無限責任)と有限責任社員(有限責任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無限責任社員の全員</li> </ul>	50 万ディルハム (AED)

## 3.2 会社の設立手続について教えてください。

前記 2.3 参照。

## 3.3 少数株主が自らの利益を保護する方法について教えてください。

商會社法及び實務上、後記の方法が考えられる。

尚、商會社法によれば、UAE 国民が有限責任会社の 51%以上の持分を社員名簿上保有する必要があるが、現在の實務上、外国籍社員と社員名簿上の UAE 国籍社員との間の別途合意(side agreement)により、UAE 国籍社員の持分に係る全ての利益を外国社員に付与させ、外国籍社員が社員名簿上の社員の持分割合よりも高い割合で実質的所有者となっている場合が多い。かかる別途合意は、利益調整の合意や、株式及び新株引受権の譲渡に関する委任状、議決権及び經營權に関する委任状を介して、外国籍社員を保護するものと言える。

### 株主代表訴訟

商會社法 111 条により、取締役は会社及び株主の双方から訴えられることがあり、少数株主であっても取締役会を經營の過誤を理由に提訴することができる。

### 機密情報へのアクセス

商會社法 170 条により、株主(取締役会における議席を有しない者)は「取締役会又は株主總會の許可を得て会社の帳簿を閲覧することができる。(中略)裁判所は、会社に対し、会社の利益に反しない特定の情報を株主に提供するよう命じることができる。」とされているが、裁判所による判断例はない。

### 役員を選任

有限責任会社と公開株式会社では法律の規定が異なるが、役員を選任に関する考え方は同様である。すなわち、会社の重要な取引や記録・情報のアクセス権は全て取締役会ないし業務執行者の権限事項であることから、少数株主にとっては、取締役会又は業務執行者の中に自らの代理人を有することが重要となる。

### 社内手続の規制

株主(社員)間契約(shareholders agreement)によって社内手続をコントロールする方法もあるが、より効果的なものとして、定款自体に規定する方法もある。基本的には、多数株主(社員)において特定の社内手続を事前の承諾と合意なくして行うことができるという権限を、少数株主(社員)が制限しようとするものである。かかる決定留保事項については、通常、株主總會(社員總會)における全会一致又は 75%の賛成を要するものと定められている場合が多い。定款自体に規定されると、裁判所は、当該定款(基本定款及び通常定款)と矛

盾する認定をすることが許されないことになる(商事会社法 10 条)。

### **少数株主(社員)への利益誘導**

有限責任会社と公開株式会社では法律の規定が異なるが、一般論として、様々な方法により、少数株主(社員)への利益誘導をコントロールできる。例えば、経営契約を締結する方法があり、また、少数株主(社員)が会社ないし他の株主(社員)にとっての重要な契約相手方となる(例えば、製造業の場合の原料供給元となるなど)ことで交渉力を確保する方法もある。

### **キャッシュ・イグジットの合意**

通常のキャッシュ・イグジットとしては、当該会社の株式(持分)全部の第三者への売却、当該会社の任意清算による第三者への事業資産の売却、少数株主(社員)自身の株式(持分)の売却、そして、少数株主(社員)のプットオプションの行使に伴う多数株主(社員)による株式(持分)の買取りがある。もともと、株主(社員)間契約又は定款において特別に規定されない限り、少数株主(社員)にとってキャッシュ・イグジットを達成することは困難である。

## **3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。**

コーポレート・ガバナンスはどの企業形態にも関連する。UAE 内において営業を行う全ての会社の取締役会の運営の開示を規律する特別な規範はないが、株式会社には、商事会社法により、その取締役の氏名、資格及び国籍のリストを毎年、経済省及び所轄の官庁に対して提出することが求められている。更に全ての取締役会の議事録を作成する必要があり、株主は、通常定款の規定に従い、取締役会又は株主総会の許可を得て、議事録及び当該会社の帳簿等を閲覧することができる。一般に、取締役会は、コーポレート・ガバナンスの正当な適用を推進し不正行為を報告する責務を負うものと考えられており、商事会社法 111 条により、取締役は、詐欺行為、権限濫用、同法又は社内規則への違反、及び経営の過誤について責任を負う。会社又は株主総会(当該会社が提訴しない場合)は、違反のあった取締役を提訴することができる。

また、UAEの取引所(ドバイ金融市場(DFM)又はアブダビ証券取引所(ADX))における上場資格を有する公開株式会社のコーポレート・ガバナンスに関しては、第一次的な規範として、商事会社法の他、連邦証券・商品<sup>2</sup>及び市場に関する 2000 年連邦法No.4 がある。また、証券及び商品の上場に関する 2000 年閣僚評議会決議No.12、開示及び透明性に係る規制に関する 2000 年SCA理事会決議No.3、外国会社の上場に関する 2002 年SCA理事会決議No.7、並びに、ドバイ金融市場(DFM)及びアブダビ証券取引所(ADX)の上場規則等もある。更に、経済大臣は、コーポレート・ガバナンス準則及び企業規律基準に関する 2009 年大臣決定No.518 を発布し、取締役、取締役会長及び非業務執行取締役の任務等を定めた。同決定は、SCAにより、上場された公開株式会社に対して拘束力ある規制として適用されている(非公開株式会社に対しては適用されない)。また、SCAは、株価に影響を及ぼしうる重要な事実の開示を求める開示指針を採用している。

<sup>2</sup> 連邦証券・商品庁(Emirates Securities and Commodities Authority)を以下「SCA」という。

尚、DIFC で設立された会社に関しては、DIFC 独自のコーポレート・ガバナンス規制がある。

後記 3.10 も参照。

### 3.5 外資系UAE企業がUAE市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しますか。

2002 年 SCA 理事会決議 No.7 は、公開株式会社の登録の要件及び手続きについて規定している。

### 3.6 UAE企業は外国人を取締役に選任することはできますか。

#### 有限責任会社

有限責任会社においては、業務執行者(manager)が取締役(director)に相当する。すなわち、有限責任会社の業務執行を担うのは、1 名以上 5 名以下の業務執行者である。業務執行者は、社員以外の者でもよく、外国人であってもよい。有限責任会社においては UAE 国籍の社員が持分の過半数を保有する必要があるが、外国籍社員は、自己又はその代理人を通常定款の定めに従って業務執行者に選任することにより、有限責任会社の経営に対し絶対的なコントロールを及ぼすことができる。そのため、有限責任会社は外国投資家によって好んで選択される。

#### 公開株式会社

公開株式会社の業務執行を担うのは、3 名以上 15 名以下の取締役により構成される取締役会である。取締役会会長は、UAE 国民である必要があり、取締役の過半数もまた UAE 国民である必要がある。

尚、以下の企業形態では取締役や業務執行者は選任されないが、参考まで、これらにおける外国人・内国人規制のあり方は以下のとおりである。

#### 合名会社及び合資会社

UAE 国民のみが、無限責任社員となることができる。

#### 株式合資会社

無限責任社員は全て UAE 国民である必要があるが、有限責任社員は外国人でもよい。

## 支店及び駐在員事務所

現地サービス代理人が選任されている限り、100%外国資本でもよい。尚、UAE 国民又は UAE 国民が 100%出資する商事会社のみが、現地のサービス代理人となることができる。

### **3.7 利益分配に関する規範は存在しますか。**

商事会社法上、有限責任会社の損益の分配は、社員の意思で自由に行うことができる。もっとも、各首長国の経済開発局は、かつて、利益の少なくとも 20%を UAE 国民が得るよう求める決議を行ったことがあり、基本定款において何%と規定すれば当局が受け入れるかの取扱いは首長国ごとに異なる。また、実務上、外国投資家と UAE 国籍社員との間の別途合意により、UAE 国籍社員は外国投資家のための単なる名義人 (nominee)となり、損益の分配を得ない代わりに毎年手数料を得るものと合意する場合が多い。

### **3.8 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。**

商事会社法の下では、有限責任会社は 1 種類の持分しか発行できない。ベンチャー・キャピタル会社は、通常、優先株などの種類株の発行が求められることから、従って、有限責任会社は直接的な投資先ビークルとしては最適ではなく、税制優遇のあるオフショア持株会社(ジェベル・アル・フリーゾーンなど)を設立する場合が多い。

### **3.9 取締役会を開催する頻度と方法に関する要件は存在しますか。**

#### 株式会社の場合

商事会社法上、取締役会の招集回数に関する規定はなく、取締役会又は会長の裁量により、当該会社の必要性に応じて取締役会が招集される。しかし、UAE の取引所において上場資格を有する公開株式会社に関しては、SCA の決定において、取締役会長の書面による招集又は取締役の 3 分の 2 の要求により、2 か月に 1 回は招集されねばならないとされている。

また、株式会社の設立に際しては、発起人は、引受け申込みの締切から 30 日以内に、株式の引受けを申し込んだ者を創立総会に招集しなければならない。その招集状の写しは執行評議会(Executive Council)及び経済省に提出しなければならない。創立総会の定足数を満たすには、払込み済み株式の 4 分の 3 以上の株主又はその代理人の出席が必要である。

#### 有限責任会社の場合

尚、有限責任会社の社員総会については、1 年に少なくとも 1 回、加えて、スーパーバイザリー・ボード (supervisory board)又は資本の 25%以上を有する社員の請求に応じて、社員総会を開催する必要がある。

### 3.10 取締役が負うべき責務、法的責任について教えてください。

商社会社法 111 条により、株式会社の各取締役は、当該会社、株主及び第三者に対して、同法若しくは社内規則への違反の一切、又は最も重大なものとして経営上の過誤一切について責任を負う。更に、取締役は、詐欺行為、権限濫用、会社法(及びその適用範囲の下にある規制)違反についても責任を負う。尚、商社会社法 237 条により、有限責任会社の業務執行者も同様の責任を負う。

この条項は強行法規であり、当該株式会社の社内規則その他によって変更し又は排除することはできず、矛盾する規定は無効且つ強制不可能なものとしてされている。この取締役の責任の主要な例外は、取締役が、問題のある取締役会決議に対して異議を述べ、取締役会議事録に当該異議を記録するよう求めた場合である。欠席した取締役は、問題のある取締役会決議を知らない場合か、知っている場合には取締役会に出席して異議を記録させることが不可能であった場合に、責任を回避することができる。

## 4. 清算

### 4.1 UAEで会社清算を行う際の手続きの概要を教えてください。UAE特有の要件は存在しますか。

解散及び清算手続は、商社会社法に規定される商社会社についてのみ適用される。商社会社は、社員又は株主による会社清算決議によって清算される。会社が債務の支払不能に陥った場合又は破産手続を行った場合には、清算に係る社員同意の有無にかかわらず、破産宣告を受けることができる。

商社会社は、商社会社法の規定に従い、以下の事由により解散する。

- ・ 基本定款及び通常定款において定められた期間の満了
- ・ 設立時の目的の消失
- ・ 全て又は大部分の財産の喪失
- ・ 合併
- ・ 社員全員一致による存続停止の承認(但し、定款において一定多数の承認で足りる旨の規定がある場合は除く。)

上記に加え、裁判所の判断により、会社清算の命令を発することもできる。また、商社会社法に基づき、株式会社又は有限責任会社において損失が資本の半分に達した場合には、株主総会又は社員総会の決議或いは利害関係人の申立てにより、会社を解散する手続きが定められている。

清算人は、会社債権者に対し、当該手続開始を通知する必要があり、当該通知では、告知の日から 45 日以上の期間を定めて、債権者に対し、同日までに債権届出を行うよう告知しなければならない。

以上の手続きに従い、清算人は会社の債務の清算を行う。会社資産が債務弁済に不足する場合、担保権者に対する優先弁済の後、債権額に応じて按分弁済を行う。最終的に残余する資金又は資産は、清算人により、会社の社員の各出資割合に応じて分配される。社員に対する支払について会社資産が不足又は不十分となる場合、その損失についても社員間で分配されるが、かかる損失の分配は、パートナーシップにより無限責任社員を有する企業形態についてのみ適用される。他方、株式会社又は有限責任会社における株主の責任は、法令上、払込済株式持分価格に制限されている。

## 4.2 UAEの破産手続の概要について教えてください。

破産に関する規律及び手続きは、1993年連邦法 No.18(以下「商取引法」という。)の第5編において規定されており、商取引法には、商事会社のみならず、個人の破産に関する規律及び手続規定も含まれる。商事会社法はUAEの商事会社について規定するものであるが、商事会社及びその他の事業体の破産に関しては商取引法により規定されることに留意すべきである。

尚、商取引法には、「破産」に関する明確な定義規定はなく、商人が破産したと判断される状態について明示するに留まる。破産の定義については、同法645条の「債務の支払を停止した者は、裁判所に対し破産の申立てをすることができる」との規定から読み取れる。

商人は、管轄の民事裁判所による破産宣告を受けて初めて破産者となる。商取引法645条は次のように規定する。

- ・ 経済的不安定を理由として支払期限に商事債権の支払を行えない者は、破産宣告を受けることができる。
- ・ 自己の債務の返済を行うために違法な方法を用いる者は、支払不能とみなされる。
- ・ 商人は、管轄裁判所による破産宣告を受けて初めて破産者となる。

破産は、「商人」(商取引法の対象となる者)についてのみ適用され、民事上の支払不能に陥った債務者に対しては適用されない<sup>3</sup>。「商人」とは、「個人又は会社であって、商事行為を行う者」と規定されている(商取引法4条)。この点、大陸法における商事行為及び民事行為の区別に関する理解が重要である。例えば、専門家のコンサルタント的活動(医師、弁護士、コンサルティングエンジニア等)は、個人により行なわれる場合には、商事行為ではなく、民事行為であるとされる。しかし、商事会社法上の企業形態を採用した上で行われる場合には、仮に当該行為の本来的な性質が民事的なものであったとしても、商事行為を行う者として扱われる。

<sup>3</sup> 「商人」に該当しない民事上の債務者であって、債務の支払を停止した者又は債務が資産を超過する者に対しては、民法に規定された各種制約(アラビア語で制約を意味するハジールというイスラム法思想に基づき規定されたもの、以下「民法上の制約」という。)が適用される。民法上の制約は、債務本人又は債権者からの申立てを受けた管轄裁判所の判断により、債務者の財産及び資産に対して設定されるものであり、同裁判所は、さらに債務者自らによる財産の散逸を回避するため保全処分を発令することもできる。民法上の制約の効果としては、即時の履行期到来、債務者による財産処分の無効化、債務者による債務承認の無効化等がある。民法上の制約の設定後、民法の規定により、債務者の資産が売却され、現実化された価値は債権者に対する比例按分により配分される。

UAE の裁判所は、商取引法に基づき、UAE 国内に支店、現地代理人又はその他の事業拠点を有する外国商人に関する破産事件の管轄を有する。当該外国商人が UAE 国外でも破産宣告を受けたか否かにかかわらず、UAE の裁判所が管轄を有する。UAE の裁判所は、更に、1992 年連邦法 No.11(民事手続法)に基づき、UAE 国内における破産手続に関連した外国商人に対する紛争についても管轄を有する。

### **破産宣告の申立てから破産宣告まで**

- (1) 商人が支払不能となった場合、当該商人は、自ら管轄を有する裁判所に破産宣告の申立てを行うことができる。もともと債務者に申立ての義務はないが、支払停止日から 30 日が経過した場合には破産宣告の申立てを行わなければならない、これを行わない場合、懈怠による破産犯罪となる(1987 年連邦法 No.3(刑法))。  
当該商人の債権者、検察官及び裁判所もまた、当該商人に対する破産宣告の申立てを行うことができる。
- (2) 商取引法 649 条は、商人が破産宣告の申立てを行う場合の手続きを規定する。申立書には同人が支払不能であることの陳述が含まれ、以下の書類を添付して裁判所に提出すされる。
  - (a) 会計帳簿
  - (b) 監査済み貸借対照表の写し
  - (c) 申立て前 2 年間における当該商人の支出明細
  - (d) 当該商人の保有する動産及び不動産の明細及び査定価値に係る資料
  - (e) 債権者及び債務者の氏名及び住所、債務及び売掛金の額に係る資料
  - (f) 申立て前 2 年間における支払拒絶(手形不渡)の詳細に係る資料
- (3) 当該商人の債権者においても、債務者による支払停止、事業所の閉鎖、又は債務の支払遅延又は踏み倒しの意図による所在不明を裁判所に示し、当該商人に対する破産宣告の申立てを行うことができる。債務者は、当該申立て後いつでも裁判所に出廷し、防御及び債務の支払が可能であることを証明することができる。
- (4) 裁判所は、申立書の受理後、債務者の財産保全措置を講じる。
- (5) 裁判所は、必要に応じて専門家の助力を得つつ債務者の経済状況及び支払停止の理由に関する調査を行う。
- (6) 必要な手続きを履行し、事案に関する全ての紛争及び申立てを解決した後、裁判所は、当該債務者に対する破産宣告を行う。

## **破産宣告の効果及び破産宣告後の手続き**

裁判所は、通常、破産宣告の決定書において当該商人の債務履行を停止する暫定期日を定め、また、破産財団の管理者として受託者又は管財人(以下「破産管財人」という。)を選任する。破産宣告の決定書の写しは、経済省、破産管財人及び中央銀行等に送付され、その原本は、当該商人の事務所又は事業所に掲示される。破産管財人は、地元の新聞に破産宣告の決定の要旨を掲載して公告を行うが、当該要旨には、当該商人の名称、住所、商業登記番号、当該商人の債務履行の停止に関する暫定期日、破産宣告を行った裁判所、裁判官及び破産管財人の各氏名が含まれている。また、債権者に対しては債権登録を促すものでもある。

尚、破産管財人の権限と職責は、以下のとおりである。

- (a) 破産者の財産及び金銭の管理及び維持
- (b) 破産手続に関する日々の記録管理(金銭の収支は全て記録され、裁判所に提出され、破産者はかかる記録を調査できる。)
- (c) 破産者に対する提訴等あらゆる申立てについて破産者を代理すること、訴訟代理人を選任し同人らに報酬を支払うこと、当該申立てに関する裁判所費用その他費用を支払うこと

破産宣告により、一般債権者(破産者の財産に対する担保権者を含まない。)は、破産管財人によってひとつの債権者団として扱われる。一般債権者による法的請求及び手続きは停止され、原則として、裁判所の許可なく、破産者又は破産管財人に対する強制執行を行うことはできなくなる。例外として、担保権者は破産管財人に対して訴訟を提起し又は係属中の訴訟を継続することができ、担保目的物に対する強制執行も行うことができる。

破産管財人は、破産財団の配当を行う前に、動産、株式又は現金等については証明資料を受領して取り戻し、また、破産者に提供されるべき財産又は現金等についても償還しなければならない。

破産管財人は破産者の資産及び債務の一覧を作成し、債権者に対して債権の届出を求める公告を行う。破産管財人は、届出債権について調査し、異議手続を経て、最終的には裁判所により一覧表が認可される。

破産管財人が最終報告書を提出し、裁判所が破産手続の終了宣言を行うことにより、破産者は復権する。破産者は破産宣告から3年間が経過した場合においても復権し、また3年間の経過前であっても債権者との間で和解が成立した場合には復権する。

## **5. 外国投資に関する規制**

### **5.1 UAEにおいて外国投資を規制している法律を教えてください。**

UAEにおける外国投資は、前記3.の通り商事会社法によって規制される。但し、フリーゾーンについては

商事会社法が適用されず(商事会社法 2 条)、各フリーゾーン庁により規制される。

## 5.2 UAEで取りうる外国投資の方法を教えてください。

前記 2.2 及び 3.1 参照。

## 5.3 現在の外国直接投資に関する政策を教えてください。

UAE では外国投資に対して好意的な政策がとられており、そのことを示す主な例として所得税又は法人税が課されないことが挙げられる。また、外国投資を誘致するための奨励制度として、UAE では、メディア、通信、ヘルスケア及び金融など異なる事業分野に焦点をあてた各種フリーゾーン(前記 2.2 ないし 2.4 参照)が設置され、外国投資家にとって魅力的な投資環境を提供している。また、社会基盤の充実、立地至便及び最大 50 年に渡る免税措置も講じられている。

## 5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような状況か教えてください。

前記 2.4 参照。

## 5.5 外国企業は、UAEに完全子会社を設立することができるか教えてください。

外国投資家は、各フリーゾーンにおいて、完全保有の支店又は子会社を設立することができる。この場合、有限責任会社を設立する場合には必要とされる現地サービス代理人の選任が不要となる。

## 5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

登記及びライセンス取得の手続自体に要する期間は基本的に 10 日程度とされているが、具体的な実務運用に関しては、最新情報を所轄官庁ないし法律顧問に確認されたい。

## 5.7 外資による土地所有に規制は存在しますか。

### ドバイ

ドバイ首長国 2006 年法 No.7 (Title Registration Law、以下「ドバイ所有権登記法」という。)4 条により、UAE 国民及び他の GCC 諸国の国民並びに当該国民が保有する 100%子会社は、ドバイに土地を所有する権利を有し、かかる権利をドバイ土地局に登録することができる。UAE 又はその他の GCC 諸国に設立された会社であっても、その株主その他の社員に外国人が含まれる場合、かかる法人は土地所有規制との関係において、UAE 又は GCC 国籍を有するものとは認められない。唯一の例外は、ドバイ金融市場(DFM)に上

場されている Emaar 及び Union Properties といった公開株式会社であり、これらについては、外国人による当該会社の株式取得を認めつつ、尚 UAE 国籍の会社としてドバイ内の土地所有が認められている。

尚、ドバイ所有権登記法 4 条により、UAE 国民又は GCC 諸国の国民以外の者については、ドバイ首長の承認したドバイの特定の地域における自由土地保有権、用益権 又は最長 99 年までの長期賃借権が与えられている。また、2006 年 7 月 3 日には、2006 年規則 No.3 がドバイ首長により署名され政府官報に公告され、同規則 3 条によれば、「他国民は、本規則に添付されている土地局発行の地図に従い、後記の各地域の反対側に記載されている区画について、無期限の自由土地保有権として土地を所有することができ、或いは用益権又は最長 99 年までの長期賃借権として土地を利用できる」と定められている。同規則 3 条は、23 の地域を指定し、それぞれの対象区画を区画番号によって示した。ドバイでは更に、外国人の土地利用が認められる地域の指定範囲を拡大している。

外国会社及び個人は、指定された地域において、自由土地保有権、用益権又は最長 99 年までの長期賃借権を有することができる。この点について、ドバイ土地局はほとんど規制を行わないものと考えられている。従って、設立国において会社が有効に存続していることが証明できさえすれば、英国又は香港或いはその他の国で設立された場合であっても差異はないが、英国領バージン諸島やケイマン諸島などオフショア会社との関係では一定の規制がなされる可能性がある。

指定された地域外で設定される長期賃借権については、ドバイ所有権登記法の範囲外であり、法的に不安定な地位にある。かかる長期賃借について、ドバイ土地局は、賃借期間が 10 年を超える場合(これは賃借人が外国人の場合には許されない。)には登記が必要という立場をとっている。登記なき賃借権は私人間の権利としてのみ扱われ、物権的権利又は所有権としては扱われない。

ドバイ所有権登記法 26 条 1 項は、「本法のいずれかの条項に違反し、又はこれを潜脱する目的の合意又は処分は無効とする」と定めている。また、同法 26 条 2 項により、利害関係を有する第三者、ドバイ土地局及び検察らは、裁判所に対し、かかる取引が無効であることの宣言を求めることができる。かかる取引は、外国人土地所有規制を潜脱するための「偽装取引(sham arrangements)」と呼ばれている。偽装取引の典型例は、外国人による自由所有権取得が認められていないデイラ地区において外国人に自由所有権を販売する場合である。より巧妙な例として、UAE 国民の名義でドバイ土地局に登録しつつ、その目的や趣旨によれば外国人が実質的所有者であるという名義貸し所有の場合も見られる。

また、区分所有建物の所有については、ドバイ首長国 2007 年法 No.27 により定められており、高層建物やゲートッド・コミュニティ(区分所有の住宅街)における近代的且つ透明性のある所有権関係を規律するための包括的な同法関連規則等に関しても、近々制定される予定である。

## アブダビ

2005 年アブダビ首長国法 No.19(以下「2005 年アブダビ法」という。)は、UAE、GCC 諸国及び外国人の国

籍ごとの権利を区別し、土地の所有、開発、賃貸及び担保設定について規定しており、アブダビ首長国(アル・アインを含む。)において適用される。

- ・ 2005 年アブダビ法によれば、UAE 国民及び同国民が 100%保有する事業体(会社及び個人事業体をいう。)には、アブダビ内の全ての地域において自由土地保有権が認められている。
- ・ 例外として、GCC 諸国の国民には、インベストメント・ゾーン(Investment Zones)と呼ばれる指定地域において自由土地保有権が認められている。
- ・ また、UAE 国民及び GCC 諸国の国民以外の外国人にも、インベストメント・ゾーン内のアパートメントの区分所有又はビル内のフロアの所有が認められている。但し、アパートメントの区分所有又はビル内のフロアの所有には、当該建物の敷地の所有権は含まれず、かかる権利は Surface Rights 又は、Airspace と呼ばれている。
- ・ UAE 国民及び GCC 諸国の国民以外の外国人は、フリーゾーン内において最長 99 年間の用益権(他者の所有する土地を利用開発する権利)を取得することができ、また、最長 50 年のムスタハ権(他者の所有する土地を開発し、建物を建築する権利)を取得することができる。これらの権利はいずれも合意により 50 年間の更新が認められる。これら用益権及びムスタハ権は、所定の要件に従って登録される限りにおいて、物権的効力を有し、2005 年アブダビ法により、これら権利の売買、担保権設定、担保差入及び譲渡が認められている。

尚、2005 年アブダビ法は、2007 年アブダビ首長国法 No.2(以下「2007 年アブダビ法」という。)によって改正され、主な改正事項は後記のとおりであるが、重大な内容変更は見られず、概して、2005 年アブダビ法の趣旨を明確化し、アブダビ内の土地所有に関する従前の立場を確認するものとなっている。もっとも改正後も依然として不明確な事項は残っている。

- ・ 2005 年アブダビ法では UAE 国民の定義の範囲が明確でなかったが、UAE 国民により設立され 100%保有される会社にも適用されるよう拡大された。
- ・ GCC 諸国の国民及び会社並びにこれらの者に 100%保有されている事業体は、執行評議会の定める規則に従い、インベストメント・ゾーン(I 内)において自由土地保有権に基づく不動産保有が認められる。2007 年アブダビ法は更に、GCC 諸国の国民に 100%保有されている会社には、インベストメント・ゾーン内において土地所有権が認められる旨を明確化し、執行評議会によりこれに関する特別の規則が制定される。
- ・ また、執行評議会は、例外的に、GCC 諸国の国民及び外国籍保有者を含むいかなる個人又は法人に対しても、その場所又は所有者の国籍を問わず、アブダビ内における土地所有権を付与することができる。

## 6. 労働法

### 6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制について教えて下さい。

UAE における人事労務関連は、1980 年労務関連規制連邦法 No.8(1981 年連邦法 No.24、1985 年連邦

法 No.15 及び 1986 年連邦法 No.12 により改正。以下「労働法」という。)により規定されている。また、ジェベル・アリ・フリーゾーン(JAFZ)といったフリーゾーンについて適用される労働関連の特例も存在する。

労働法 3 条は、UAE 国民であるか外国人であるかを問わず、UAE 内で労働に従事する全ての従業員・スタッフに同法が適用されるとしている。しかしながら、下記に示す一定の分類に属する者については、労働法の適用が除外されている。

- (1) 連邦政府、首長国政府機関、地方自治体、公共団体、連邦及び地方公共機関に雇用されている労働者・スタッフ、並びに、連邦及び地方政府の事業に雇用されている労働者・スタッフ
- (2) 軍、警察及び治安部隊の職員
- (3) 家事使用人
- (4) 放牧に従事する農業従事者(但し、農産物を生産する企業に雇用されている者、及び/又は、農業用機具の運転・修理に専属的に従事する者を除く。)

労働法は、上記の適用除外者以外の全ての労働者が同法の適用を受けるものと規定しているものの、実務上、ジェベル・アリ・フリーゾーンやドバイ空港フリーゾーンといったフリーゾーンの労働者については、各フリーゾーンの規則や規制が適用され、当該フリーゾーン独自の雇用契約を締結している。しかしながら、上記のとおり、その場合であっても労働法は適用され、雇用契約の内容は労働法に適合するものでなければならない。この例外は DIFC であり、同地域については独自の法律と裁判所を持つ異なる法域とされている。

更に、フリーゾーンの労働者は、各フリーゾーンに雇用されているのであって、各労働者の勤務先事業者ではないという点に留意を要する。すなわち、これら労働者は、労働者の賃金及び雇用契約終了時に支払われる退職手当等を保証するための銀行保証の差入れと引換えに各フリーゾーンから当該フリーゾーン内に設立された企業に出向している。もっとも、法的には各フリーゾーンが労働者の雇用主ではあるが、各労働者は裁判所において各勤務先事業者を相手方とする権利を保持している。

加えて、新規事業が設立された場合、当該事業は労働者を雇用する前に労働省への登録を行う必要がある。労働者を雇用するフリーゾーン庁は、移民当局へ直接の連絡を行うのみであり、労働省への連絡は行わない。労使間で紛争が生じた場合、当事者らは紛争を裁判所で争う前に労働省に対し申立てを行う。フリーゾーン内における労使紛争については、まずフリーゾーン庁が当事者の意見を聞いた上で友好的な解決を図り、紛争がフリーゾーン庁により解決されない場合に裁判所へ事件を付す。但し、フリーゾーン庁の中には、労使紛争への関与を望まず、労使紛争を直ちに裁判所へ付すものもある。

労働法は、労働契約、未成年者及び女性の雇用に関する規制、記録及び書類の保管、賃金、労働時間、休暇、従業員の安全保護、医療及び社会保障、懲戒、雇用契約の終了、退職金、労災補償、労務監査、労災及び罰則、障害及び死亡などを含む労使間の全ての法的側面を定めている。

尚、UAE においては、労働組合の結成は認められていない。

## 6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

成人の最長労働時間は、労働法において 1 日 8 時間又は週 48 時間と規定されている。もっとも、労働省によって定められたところに従い、販売業、ホテル業、飲食業及び警備業については、1 日 9 時間まで所定労働時間を延長することが可能とされている。尚、通勤時間は労働時間に含まれていない。

また、イスラム教の断食月であるラマダン期間中は、全ての労働者について 1 日あたりの所定労働時間は 2 時間短縮するものとされており、従って、1 日の所定労働時間は 6 時間となる。

労働者は、休憩、食事及び祈りのための休憩時間なくして 5 時間連続して労働を行ってはならないものとされている。但し、食事、休憩及び祈りの時間については、労働時間に含まれない。

技術的・経済的理由等により継続的な勤務が必要で、昼と夜のシフト制が採用されている工場の従業員については、労働省はこれら従業員の休憩、祈り及び食事のための休憩の取り方に関する定めを行っている。

業務の性質上時間外労働が必要となる場合、労働者は、所定労働時間中の労働に対する賃金と同等の賃金に加え、当該基礎賃金の少なくとも 25% 相当の時間外割増賃金の支払いを受ける権利を有する。但し、労働者の時間外労働が午後 9 時から午前 4 時までの間に行われた場合には、前記時間外割増賃金の割増率は 50% とされる。いずれの場合においても、時間外労働は、重大な損失又は事故の発生防止、又はかかる事故の影響を低減するための処理に必要である場合を除いて、一日あたり 2 時間を超えてはならないものとされている。

状況により労働者を金曜日に労働させることが必要な場合、労働者はかかる休日労働について後日の振替休日の取得、又は、基礎賃金の少なくとも 50% 増しの割増賃金の支払いを受けることができる。但し、使用者は労働者を、当該労働者の賃金が日給制である場合を除き、2 週連続して金曜日に労働させてはならないものとされている。

上記にかかわらず、以下に示す者についてはかかる時間外労働の規定は適用されない。

- (1) 上級職、又は、管理監督者の地位にあり、従業員に対する使用者類似の権限を有している場合
- (2) 船舶乗組員及び海洋関連の労働者であって、その業務の性質上特別の利益を受けている者。但し、かかる労働者には、積荷の揚げ下ろし等を行う港湾労働者は含まれない。

## 6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

雇用契約は、以下のいずれかの状況において終了させることができる。

- (1) 使用者及び労働者の両当事者が雇用契約の終了に合意した場合。但し、労働者の書面による合意を要する。
- (2) 労働法により明示又は黙示に契約が延長される場合を除き、雇用契約期間が満了した場合
- (3) 期間の定めのない雇用契約において、いずれかの当事者が解約する場合。但し、当事者は、労働法の定める事前通知を行うこと、及び、同法の定める制約なく解除を行うための許容される解除理由のあることが必要となる。

使用者は、以下のいずれかの場合には、従業員に対する事前通知(及び雇用契約終了に伴う退職手当)なくして従業員を解雇することができる(労働法 120 条)。

- (1) 従業員が当該従業員以外の人格又は国籍を詐称し、又は虚偽の書面又は証明書を提出した場合
- (2) 従業員が試用期間中であり、解雇が当該試用期間中又は試用期間満了時に行われた場合
- (3) 従業員が、使用者が重大な経済的損失を被るような失敗をした場合。但し、使用者がかかる事実を 48 時間以内に労働省に報告した場合に限る。
- (4) 従業員が事業場の安全に関する指示に違反した場合。但し、かかる指示が常に事業場において掲示されており、従業員が掲示を読めない場合には、これを口頭に説明されていた場合に限る。
- (5) 従業員がその雇用契約に記載された基本的な職務を行わず、書面による質問及びかかる態度が継続するようであれば解雇がなされる旨の書面による警告にもかかわらず、職務を行わない状態が続いた場合
- (6) 従業員が自己の勤務する企業の秘密情報を開示した場合
- (7) 名誉、誠実及び風俗に関する犯罪を犯し、管轄裁判所の最終的な判断がなされた場合
- (8) 業務時間中に、薬物による酩酊状態にあると判明した場合
- (9) 業務時間中に、使用者、上司又は同僚を暴行した場合
- (10) 正当な理由なくして、1 年の間に断続して 20 日間、又は、連続して 7 日間仕事を休んだ場合

従業員は、上記労働法 120 条に定める勤務成績又は重大なる勤務懈怠に関する事由以外の事由により解雇された場合には、最大給与の 3 ヶ月分に相当する解雇手当を受領する権利を有する。

雇用契約終了において、従業員は、既発生又は及び契約上の福利・手当に加えて、退職手当を受領する権利を有する。但し、退職手当を受領するには、最低 1 年間勤務していたことを要する。退職手当の額は勤続年数の長さに応じて算出され、従業員はその勤務した最初の 5 年間は、1 年につき基本給(従業員の雇用契約終了時の基本給を基準とする。)の 21 日分、その後については 1 年につき基本給の 30 日分に相当する手当が発生するものとして計算される。尚、1 年に満たない期間については、按分割合により算出される。退職手当の上限は、従業員の 2 年分の給与相当額とされる。加えて、従業員の自己都合退職の場合、

前記退職手当の額は、当該従業員の勤続年数が3年以下の場合には3分の1に、勤続年数が3年以上5年以下の場合には3分の2にそれぞれ減額され、勤続年数が5年以上の場合は全額の支給を受ける権利を有する。

また、雇用契約終了時において、使用者は従業員が母国に帰国するための費用(雇用契約に別段の定めがない限り、航空料金に限られる。)を支払う必要がある点に留意を要する。かかる航空料金は、従業員がUAEにおいて他の職に就く場合にはこれを支払う必要はなく、更に、従業員が解雇された場合、又は、自己都合退職した場合にもこれを支払う必要はない。

事業の組織又は支配に変更があった場合であっても、当該変更時において有効な雇用契約は全て有効に継続する。この場合、新使用者及び旧使用者は、当該変更時における雇用契約に基づく、従業員に対する義務の履行について、変更時より6ヶ月間連帯して責任を負う。かかる6ヶ月の期間経過後は、新使用者が単独で従業員らに対し責任を負う。

#### 6.4 休暇の付与や公休日について法律の定めはありますか。

労働者は、1年間の勤務に対し、少なくとも以下の日数の年次休暇を取得する。

- (1) 勤続年数が半年以上、1年未満の場合、1ヶ月あたり2日
- (2) 勤続年数が1年以上の場合、年間最低30日

年次休暇は雇用契約において別段の定めのない限り、営業日ではなく通常暦月を基準として算定される。休暇期間中、労働者はその基本給及び家賃手当を受給することができる。

使用者は、従業員が年次休暇を取得する時期を決定することができ、また、休暇の期間を2期間に分ける権利を有する。業務の状況により、従業員の年次休暇の全て又は一部についてこれを取得させずに労働させる必要がある場合で、年次休暇が翌年に持ち越されない場合、使用者は従業員に対し、通常の賃金に加え、当該従業員が休暇をとらずに勤務した日について従業員の基本給を基礎として算定される割増賃金を支払う必要がある。

使用者は従業員に対し、当該従業員の雇用契約中に1度、イスラム教の巡礼に参加するための30日以内の期間の特別休暇(無給)を付与することができる。かかる特別休暇の期間は、従業員の年次休暇その他従業員が権利を有する休暇の期間には含まれない。

従業員の祝日は以下のとおりであり、祝日については有給とされる。

- (1) イスラム暦正月 - 1日
- (2) グレゴリオ暦正月 - 1日

- (3) イード・アル・フィットル(ラマダン明け休暇) - 2 日
- (4) イード・アル・アドハ及びワクフ(イスラム教犠牲祭) - 3 日
- (5) 預言者ムハンマド生誕祭 - 1 日
- (6) 預言者昇天祭 - 1 日
- (7) 連邦結成記念日 - 1 日

上記祝日は、公務員であるか民間企業従業員であるかを問わず、全ての労働者に適用される。上記祝日の具体的な日程は、当該祝日の前に労働省が現地の新聞において公表し、日程は公務員と民間企業によって異なる場合がある。

傷病休暇については、休暇を取得できる権利は労働法上以下のとおり定められている。病欠の当初 15 日間については賃金の全額、その後 30 日間は賃金の半額、それ以降の 45 日間については無休とされる。試用期間中の従業員については、有給の傷病休暇を取得できない。労働法上、使用者は、従業員の傷病休暇期間中(90 日間)は当該従業員を解雇し、又は解雇通知を行うことはできない。従業員が 90 日の傷病休暇以降も職場に復帰できない場合には、当該従業員を解雇することができる。

## 6.5 雇用契約において、競業禁止条項のような制限条項を定めることはできますか。

使用者が雇用契約(労働省の契約書を含む。)において、従業員に対し競業避止義務等の雇用契約終了後の不作為義務を課すことは可能である。従業員に課されたこのような義務は、その制約の内容が、使用者の事業の合法的な利益を保護するために必要な範囲で、地理的・時間的に、また、制約される業務の内容・性質の点において、限定されている限りにおいて、労働法上も認められる。使用者は、従業員の義務の内容が、その制約される期間、従業員の地位、能力等に照らし合理的であるか否かを検討する必要がある。但し、従業員に課されたこれらの義務違反について、使用者側が仮処分 of 申立てを行うことはできない。

すなわち、これら義務違反に対する使用者の救済手段は、損害賠償の請求のみであり、この場合は当然のことながら、損害の立証が必要となる。

## 6.6 雇用契約で、労働者を短期間だけ雇い入れることは可能ですか。

労働法は、期間の定めのない雇用契約及び期間の定めのある雇用契約という 2 種類の雇用契約形態を定めている。このうち、期間の定めのある雇用契約については、契約期間が定められており、相手方に対する通知による解約はこれを行うことができない。期間の定めのある雇用契約をその契約期間満了前に解約する場合、解除する当事者は、期間満了前解約の補償金として、賃金 3 ヶ月分相当額を支払相手方に対し支払う必要がある(但し、契約残存期間が 3 ヶ月未満の場合にはその残存期間相当分の賃金)。従業員側より期間の定めのある雇用契約をその契約期間満了前に解約する場合、当該従業員は、雇用されていた期間が 5 年以上である場合を除き、退職手当の給付を受けることができない。

## 6.7 女性労働者は、産休を取得することが認められていますか。

女性従業員は、出産の前後に 45 日間の産前産後休暇を取得することができ、産前産後休暇中は賃金の全額が支給される。但し、当該女性従業員が少なくとも 1 年以上勤務していることが必要であり、勤続年数が 1 年未満の場合、産前産後中に支給される賃金は半分となる。

産前産後休暇終了時において、女性従業員は、産後休暇期間を無給で最大 100 日間延長することができる。この無給産後休暇は、女性従業員が傷病により出勤できない場合に限り、連続して又は断続的にこれを取得することができる。この場合、管轄権を有する保健当局によって承認された医師によって、当該傷病が妊娠又は出産に起因して生じたものであることが確認される必要がある。

上記のいずれかにより取得された産前産後休暇は、産前産後休暇を取得した女性従業員が取得する権利を有する他の休暇の日数から差し引かれることはない。また、出産後 18 ヶ月間の期間、子の育児をする従業員は、育児のために、1 日あたり 2 回、30 分以内の育児時間を取得する権利を有する。これらの育児時間は、当該従業員の勤務時間に含まれ、育児時間相当分の賃金を減額することは許されない。

## 6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

男性の育児休暇は、労働法上定められていない。

## 6.9 UAEの会社はその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような要件を満たす必要がありますか。

UAE における外資規制により、一般的には、使用者がその従業員/役員に対し自社の株式を発行することは稀である。但し、従業員持株制度(ESOP と略されているため、内容につき混乱を生じさせる一因となっている。)という概念自体は存在する。この ESOP は、従業員の持株制度であり、その内容において基本的に従業員ストックオプション制度と同一である。ESOP では、会社の株式を取得する権利が従業員に与えられ、多くの場合、かかる株式は「従業員福利厚生信託」により保有され、従業員は当該信託の受益者として株式の一部についての権利を保有する。

もっとも、前述の外資規制(一般的に、外資による UAE 企業の保有率は 49%に制限されている。)や、かかる制度を導入することの税務上のメリットがないこと(現在 UAE では所得税がなく、また一般的に法人税もない。)などの様々な理由から、このような報償制度が近い将来において UAE で導入される見通しはない。UAE においては、法律で定められた退職手当の制度があり、これが他の退職時の報償制度に変わって利用される傾向が認められる。

一般的に、ESOP は株式の取引を自由に行うことができる(但し、UAE の商事会社法による外資規制の制限がある。)上場会社についてのみ適用される。そのため、かかる新株予約権行使後に従業員が簡便に現金

化できる流動資産として扱われる。これに対し、ESOP を UAE 内において設立された有限責任会社(LLC)に適用することは、下記に示すものを含む多くの法的に困難な問題が存在する。

- ・ 持分保有者が 50 人までという有限責任会社における規制
- ・ 全ての持分権者が、持分の譲渡及び新規持分発行について、優先買取権を有していること(すなわち、法的にはオプション権行使後の持分譲渡については、全ての持分権者の承諾が必要となる。)、及び、
- ・ 有限責任会社における持分譲渡手続は、公証人立会いの下で、全ての株主が譲渡契約書に署名し、定款変更を行わなければならない、煩雑であること

以上のような諸点より、結論として、有限責任会社における長期報償制度として導入する制度としては、ESOP 以外の制度を導入することが望ましいものと思料される。

## 6.10 UAEの会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができますか。

前記 6.9 参照。

## 6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

UAE では、個人所得税の制度はない。

# 7. 知的財産

## 7.1 UAEではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

UAE における知的財産権の保護は、1992 年知的財産権に関する連邦法の施行とともに始まった。UAE は WTO の加盟国でもあり、TRIPs 協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)を遵守する義務を負う。同協定は知的財産権の最低限の保護を定めており、同協定の調印国全てが遵守しなければならないものである。また、UAE は工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。)等の条約や国際的な合意にも調印している。

### A. 特許権

2002 年連邦法 No.17 は特許権又は実用新案権を保護するものであり、これらの権利の取得手続を定めている。

## 特許要件

発明が特許を受けるためには、新規性があり、進歩性があり、且つ産業上利用可能な発明でなければならない。新規性の要件は、絶対的なものであり、進歩性の要件は、特許出願前にその発明の属する技術の分野において通常の知識を有する者が、公知技術から容易に発明をすることができたかどうかで判断される。科学原理、数学理論、コンピュータープログラム、ビジネスの方法論、品種、医療方法の発明は特許権の対象となる発明ではないとされている。出願にあたっては、願書には当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有するものが容易に実施することができる程度に明確且つ十分に発明の詳細が記載されなければならない。特許請求の範囲も明確で、簡潔に記載されなければならない。また、発明は社会道徳すなわちイスラムのシャリーア法又はその他の行為準則に反してはならない。

## 出 願

特許権の出願にあたっては、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書につきアラビア語及び英語の翻訳をつけなければならない。出願から 3 ヶ月以内に、委任状、譲渡証書、出願人が法人の場合には、設立証明書及びそれらの認証付き謄本も提出しなければならない。

出願においてはまず形式審査が行われ、形式が整っていれば明細書が特許協力条約(Patent Corporation Treaty、以下「PCT」という。UAE は 1999 年 3 月 10 日に PCT に加盟した。)の調査機関の一つに送られる。審査官による当該発明の先行技術の公開前に、申請者には申請を修正する機会が与えられる。発明に新規性、進歩性があり、法律上の拒否自由が無い限り、経済省により、特許は付与される。

特許維持年金が適時に支払われる限り、特許権の存続期間は 20 年である。出願人又は特許権者の過失なく特許権が消滅又は出願が失効しても、UAE では特許権を回復する法律上の定めはない。これに対して、実用新案の存続期間は登録から 10 年である。

## GCC諸国における特許

更に、GCC 諸国の特許登録制度(以下「GCC 特許登録制度」という。)も設けられている。

1998 年、GCC 特許庁(GCC Patent Office(GCCPO))はサウジアラビアのリヤドに設立され、その直後に GCC 特許法(GCC Patent Regulations)及び細則が施行され、以来 GCC 特許庁は出願を受け入れている。

GCC 特許登録制度に登録すると、当該特許権は、GCC 諸国全域において、UAE の各国で登録された特許権と同様に保護されることになり、便宜な制度である。

GCC 特許登録制度自体は PCT の一部を構成するものでなく、GCC 諸国自体がパリ条約の調印者である

わけでもないが、GCC 特許登録庁はパリ条約の優先権ルールを尊重し、GCC 諸国からの出願者は、あたかも GCC 諸国自体がパリ条約の調印者であるかのように優先権を主張することができる。

## **B. 意匠**

意匠権は 2002 年連邦法 No.17 の 3 章に定められている。パリ条約で定める 6 ヶ月の優先権も認められており、パリ条約の他の加盟国で意匠の出願をした者は、同出願日以降 6 ヶ月以内に 2002 年連邦法 No.17 の 3 章に基づいて同一内容の出願を行う場合、当該出願日(優先日)に出願を行ったかのように取り扱われる。

### **登録要件**

意匠登録の対象となるためには、創作が容易でなく、新規性がなければならず、工業製品又は手工芸品に利用することができるものでなければならない。また、公の秩序や道徳に反するものであってはならない。

### **出願**

意匠登録にあたっては、アラビア語で新規性等を説明した願書及び意匠を記載した図面等並びにその英語の翻訳を添付して提出しなければならない。また、出願から 3 ヶ月以内に、委任状、譲渡証書、出願当事者が法人の場合には法人設立証明書、及びそれらの認証付き謄本を提出する必要がある。

出願書類については形式審査のみが行われ、形式面が整っていれば意匠権が発生する。

意匠権の存続期間は意匠維持年金が適時に支払われる限り 10 年である。出願人又は意匠権者の責に帰すべき事由がなく意匠権が消滅しても、失効を回復する法律上の定めはない。

## **C. 商標**

商標権については 1992 年連邦法 No.37(2002 年連邦法 No.8 により改正されたが、旧法の 21 の条項を削除して 1 つの条項を追加した他、旧法の条項はそのまま維持されている。以下「商標法」という。)に規定されている。

### **登録要件**

商標法によれば、商標登録を受けることができる例としては、特定の商品又は役務の普通名称ではなくして他の商品又は役務との識別が意図されている用語、一般的には識別力を持たないが一定期間の使用により識別力を有するに至った用語、名称、サイン、文字、数字、図案、シンボル、アドレス、品質証明、スタンプ、写真、装飾図案、看板、パッケージ、色彩、これらの結合したものと及び標章を伴った音声等が含まれる。

他方、以下のものは商標登録を受けることができない。

- (a) 先に登録がされている商標と同一又は類似の商標
- (b) 外国で登録された著名な商標権。但し、当該商標権者が登録に同意した場合は除かれる。
- (c) 商標が識別性を有しておらず、物品、製品若しくは役務に関して使われているありふれた名称若しくは物品又は製品のありふれた図画若しくは映像のみで構成される商標
- (d) 公の秩序又は道徳に反するもの
- (e) UAE の紋章、国旗、その他の記章
- (f) 国の機関・機構、国際機関・機構若しくは外国国家の紋章、国旗若しくはその他の記章又はそれらの模造を許諾なく使用する場合
- (g) 赤十字又は赤新月社の記章、及びその他類似又は模造の記章
- (h) 純粹に宗教的な意味合いを持つ記章と同一又は類似の商標
- (i) 物品、製品若しくは役務の原産地又は起源につき混同を招くおそれのある地名
- (j) 第三者の氏名、写真又は図案を当人又はその承継人の同意なくして使用する場合
- (k) 出願人に与えられた称号につき、それが適法に授与されたものであることを証明できない場合
- (l) 物品、製品若しくは役務の原産地、起源若しくはその他の特徴につき、公衆を誤認・混同させ、若しくは虚偽の情報を含んでいる商標、又は架空、模造若しくは偽造の商号を用いている商標
- (m) 取引をすることが違法である個人又は法人が有している商標
- (n) 物品又は役務の商標を特定の区分に登録することにより、他の物品又は役務の価値を損なうおそれのある商標
- (o) 特許、特許済み、登録済み、登録済みデザイン、著作権、「模造は罪になります」、その他類似の文言又は表現を含む商標
- (p) UAE 又は外国の紋章、通貨及び紙幣
- (q) 周知の商標又は先に商標登録されている商標を変形したもので、一般消費者をして当該商標の製品と誤認・混同させるおそれのある商標

UAE は商標出願の対象となる物品及びサービスの国際分類に関するニース協定に調印している。

複数の区分に商標登録する場合には区分毎に登録を受けなければならない。一連の商標がその本質的な要素において類似し、差異は商標の同一性又は類似性に重大な影響を及ぼすものではなく、且つ一つの区分に属する場合には、一通の出願で登録を受けることができる。一連の商標を国際商標登録する場合には全て同じ区分で登録されなければならない。

出願に際して、事前に抵触・競合する商標登録等が無いかどうか、経済省に対して一区分一登録につき 250 ディルハム(AED)で調査を依頼できる。

商標権の存続期間は設定登録の日から 10 年であり、10 年の期間が経過すれば更に更新することができる。

#### 出願手続

商標登録を受けようとする場合には、経済省の商標局に出願の願書を提出する。出願書はアラビア語が印刷された書式を使い、所定の添付書類を添える。出願料 500 ディルハム(AED)である。出願は、商標を有する当事者で UAE に住所を有する者か、権限を授与された弁護士又は代理人が行わなければならない。

経済省は出願書を審査した後、追加情報の提出の必要性、及び登録に際し必要な条件や制限につき記載した審査報告書を作成する。経済省は出願人に対し、一定期間を定めて(通常は 30 日から 100 日で審査報告書の内容による。)回答するように要請することができる。審査報告書に記載された条件については応諾するか、不服があれば経済省内にある商標委員会に異議を申立てる。審査報告書に対する異議又は商標委員会に対する異議申立の前の聴聞にはそれぞれ 250 ディルハム(AED)の手数料が必要となる。商標委員会の判断に対しては、更に民事裁判所に不服申立が可能である。

当該出願に関する問題点が全て解決されれば、経済省が登録を予め認めた商標は UAE 取引表示に関する刊行物(UAE Trade Marks Bulletin)に掲載・公表される。手数料は 500 ディルハム(AED)である。更に、当該商標は UAE で発行されている二つの新聞に掲載・公表されるが、手数料は 540 ディルハム(AED)である。

利害関係がある第三者は、当該商標登録に関して異議がある場合にはその旨の書面を上記媒体に掲載後 30 日以内に経済省に提出しなければならない。経済省は異議の書面を受領後 15 日以内に当該異議を出願人に送り、出願人は 30 日以内に返答しなければならない。経済省が最終的に異議を受諾するかどうかを判断するが、その判断に不服がある場合には商標委員会に異議申立ができ、商標委員会の判断に不服があれば更に当該事件を管轄する裁判所に異議申立ができる。

商標が上記媒体で公表されてから 30 日以内に第三者の異議が出なければ、正式な商標登録の手数料として 5000 ディルハム(AED)を支払って登録を受けることができる。その後、商標登録証明書が発行される。

出願から登録設定に至るまでの登録手続に要する法定の期間は、格別の問題がなければおよそ 12 ヶ月である。但し、異議が出た場合には手続きが遅延し、期間も長引くことになる場合もある。

#### D. 著作権

UAE で最初の著作権法は 1993 年 4 月 12 日に施行されたが、2002 年 7 月、著作権及び著作隣接権に関する 2002 年連邦法 No.7(以下「著作権法」という。)によって全改正された。

UAE 印刷及び発行に関する 1980 年連邦法 No.15 によれば、次の書類が提出されない限り、著作物の発行、公表、配布は許可されない。

- (1) 著作者又はその承継人の氏名を表示した原産地証明書
- (2) 著作物を特定の地域で公表、配布することにつき、当該著作物の所有者又は提供者が許諾を与えたこと
- (3) ロイヤリティが適切に支払われていることを著作物の提供者が確認した証明書
- (4) 民族・文化上の制約に反していないことの、文化省の証明書

登録された著作物に限り、商業ベースによる印刷、発行又は配布が認められる。

UAE では、UAE 国民及び UAE 国民以外の者についても著作権が保護される。各国の法律が矛盾・抵触する場合、UAE に対して互恵主義を採用している国の国民の著作権は出版地にかかわらず保護され、また、UAE が調印ないし批准した国際協定・条約にも従うことになる。かかる権利の保護は著作者のみならず著作隣接権の保有者に対しても認められる。

#### UAEにおける著作権の内容

- ・ 著作者は著作権と著作者人格権を有する。
- ・ 著作者人格権は無期限且つ譲渡できない権利であり、著作物を公表する権利、著作物の創作者であることを主張する権利、意に反する改変を受けない権利、及び一定の条件下で著作物を回収する権利を含む。
- ・ 著作権は、著作物の排他的な利用を許諾する権利であり、その利用方法を問わない。典型的には電子ローディング及びストレージを含む複製であり、あらゆる形態による表現、放送、再放送、公演若しくはその放送、翻訳、変更、改変、リース、レンタル、貸借、又はあらゆる形式の公表(コンピューター若しくは情報ネットワーク、コミュニケーションネットワーク又はその他の手段を通じたアクセスを含む。)である。
- ・ 著作者はその著作権の全部又は一部を処分することができる。

#### UAEにおいて保護される著作物

- (a) 本、ブックレット、記事、その他の文芸作品
- (b) コンピューターソフトウェア、コンピューターアプリケーション、データベース、経済省が定めた類似の著作物
- (c) 講演、スピーチ、説法その他性質上類似の著作物
- (d) 演劇、ミュージカル及びパントマイム
- (e) 会話の入ったミュージカルと入っていないミュージカル

- (f) 音声と映像作品、音声付映像作品
- (g) 建築物、建築設計図
- (h) スケッチ、絵画、彫刻、エッチング、リトグラフィ、スクリーン印刷、版画、その他類似の美術作品
- (i) 写真
- (j) 応用美術、造形芸術
- (k) チャート、地図、図面、地理及び地形用の 3-D モデリングアプリケーション、設計図等
- (l) 著作権が与えられた既存の著作物に基づいて放送用に創作された二次的著作物
- (m) 当該著作者の内容を包含する翻訳、要約、編集物、改変作品
- (n) その他表現の手段となる文書、音声、図案、写真、動く作品

### 著作権保護の期間

著作物の性質により異なるが、概ね以下のとおりである。

- (a) 著作権の保護期間は創作から著作者の死後 50 年経過するまで存続する。
- (b) 以下のものについては公表から 50 年
  - ・ 実演家の実演
  - ・ 会社のような法人が創作した作品
  - ・ 偽名又は匿名で公表されたもので著作者が明らかになるまでの作品
  - ・ 著作者の死後公表された作品
  - ・ レコード
- (c) 造形芸術は公表から 25 年
- (d) 放送協会による放送の日から 20 年

尚、下記については著作権の対象とならない。但し、これらの抜粋又は要約に新規性が加えられている場合には著作権の対象となる場合がある。

- (a) 制定法、司法判断、行政機関の判断
- (b) 国際的な合意
- (c) 公的な書類及びそれらの翻訳
- (d) メディアの報道による時事ニュース及び時事問題
- (e) 公共財産となった作品

また、例えば下記のような一定の目的による利用については、著作者の同意なくして例外的に許容される場合がある。

- (a) 商業ベースではない私的使用目的の場合

- (b) コンピュータソフトウェア、アプリケーション及びデータベースの適法な所有者が、私的使用に際して、ライセンスの範囲内か、当該コンピュータのオリジナル著作物の保存目的又は滅失などに備えて一部複製をとることができる。但し、コンピュータのオリジナル著作物の所有権を失った場合にはかかる複製は破棄しなければならない。
- (c) 裁判手続等のために著作物の複製を取る。但し、著作者の氏名は表示しなければならない。
- (d) 非営利の文書保管センター、図書館、認証機関は原本の保存又は滅失に備えて、また個人の学術調査研究目的のために一部複製をとることができる。
- (e) 批評、議論又は伝達のために必要な範囲で著作物から引用、抄録、抜粋すること。但し、著作者の氏名は表示しなければならない。
- (f) 家族団欒の場で作品を実演すること及び教育機関で学生が実演すること
- (g) パブリックドメインとなった美術作品、応用芸術作品、造形芸術作品又は建築物を放送すること
- (h) 教育目的、情報提供目的、宗教目的又は職業訓練目的で、記載又は記録された著作物から引用、抄録、抜粋の複製をすること。但し、著作者の氏名は表示しなければならない。

商標及び特許に関する要件とは異なり、著作権の保護にあたり著作物の供託(Deposit)は必要ない。著作権法によれば、著作物の供託、譲渡又は利用の許諾の供託をしなくても、著作者は何ら不利益を被らない。

もともと、供託を登録すれば、訴訟の際に立証責任を軽減できる。なぜなら、登録された著作物は証拠としては公の書類という扱いになる。この取扱いはベルヌ条約の条項を取り込んだ TRIPs 協定の義務と平仄を合わせている。尚、ベルヌ条約では著作権の要件としていかなる方式(登録)も要求されていない。

上記の登録を受けようとするには、経済省に著作物を供託しなければならない。もし、必要ならば決められた期間内に、補足資料の提出も要求される。全ての資料が揃えば、コンフリクト、著作権として保護に値する適格性、民族・文化の制約に反しないかどうか、有効性、及び出願者又は代理人の当事者適格についても審査が行われる。当該登録の採否は出願の必要資料が揃った日にちから 60 日以内に、合理的な根拠に基づいて判断される。登録が認められた場合には登録証明書が発行される。

著作権は第三者に譲渡することができ、譲渡についてはその期間、目的及び適用地の詳細を記載した書面で行わなければならない。著作権譲受人、著作者の代理人及び著作者の承継人は著作権法に基づいて権利を行使できる。

## 7.2 UAEが締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

ヘーグ条約には加入していない。

### 7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会や他の競争当局のような公的機関による規制やガイドラインは存在しますか。

UAE には独占禁止法の定めはない。

## 8. 為替管理

### 8.1 UAEに持ち込む又はUAEから持ち出すことができる現地通貨の量に制限はありますか。

外国為替及び資本に対する制限又は規制はなく(但し、UAE で設立する事業組織に関しては最低資本金規制の対象となる。)、収益及びロイヤリティを本国に送金することは自由にできる。但し、イスラエルに関する取引は禁止されている。また、現地通貨は 1980 年より US ドルに対して固定相場制がとられている。

### 8.2 UAEへ持ち込む又はUAEから持ち出すことができる外国通貨の量に制限はありますか。

前述のとおり、イスラエルに関する取引の制限及び固定相場制を除き、為替及び資金送金に関する制限はない。

### 8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

イスラエルに関するものを除き、UAE に対する又は UAE からの外国為替の流入又は流出に関する制限はない。UAE 中央銀行は、UAE を通じたマネーロンダリングを監視するため、反マネーロンダリング・ガイドラインを設定し、UAE 内の事業組織はこれに従う必要があるが、同ガイドラインは、国内又は国外に流入又は流出する外国為替の量を制限するものではない。

## 9. M&A

UAE 及び DIFC は、民事法及び商事法の観点から見て別異の法域であり、それぞれ独自の制度を有することから、以下では両者を区別して述べる。UAE に関する説明は DIFC に当てはまらず、その逆も同様である。

## 9.1 UAE会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがあるか教えてください。

### UAE

商事会社法に基づく企業結合の方法として、下記の二種類がある。

- (a) 吸収合併: 二つ又はそれ以上の会社が解散し、且つ既存の会社にこれらの会社の全責任を移転するもの。
- (b) 新設合併: 二つ又はそれ以上の会社が解散し、且つ新会社が設立され、ここに解散された会社の全責任が移転されるもの。

また、上記以外の方法として、株式譲渡及び外資保有に関する規制に従い、対象となる UAE 会社の全部又は一部の株式或いは資産を取得する方法もある。

### DIFC

DIFC の会社(すなわち company limited by shares 及び有限責任会社)の企業結合については、一般的に、2009 年 DIFC 会社法 No.2(以下「DIFC 会社法」という。)及び会社規則により規制される。

DIFC 会社法に加え、DIFC の会社の買収に関する法的枠組みは、ドバイ金融庁(Dubai Financial Services Authority、以下「ドバイ金融庁」という。)が定めるルールブックの一部を構成する買収規則モジュール(Takeover Rules Module、以下「TKO」という。)において定められている。ドバイ金融庁は、DIFC で証券発行を行う会社又はナスダック・ドバイ(NASDAQ Dubai)の上場会社に対する規制当局である。

TKO は、特に、下記の者(以下「TKO 事業体」という。)に対して適用される。

- (a) 報告事業体<sup>4</sup>(ビッドの対象又は潜在的対象となる場合)
- (b) 買収候補者又は潜在的買収候補者及びこれらの者と共同する者
- (c) 対象会社及びビッドターの取締役及び役員
- (d) 買収取引に関与する専門的助言者

TKO において、「支配権(control)」とは、全議決権の 30%以上を保有する場合(事実上の支配を及ぼすか否かを問わない。)をいい、他者との協働により支配権が生じる場合も含まれる。

DIFC の会社の企業結合の方法については、DIFC 会社法又は TKO のいずれにおいても明示的に規定さ

<sup>4</sup> TKO において報告事業体となる者は、(a)ナスダック・ドバイの上場銘柄として認定される証券を保有し又は保有した者、(b)DFSA に上場目論見書を提出した者、(c)報告事業体と合併し又はそれを買収した者、又は(d)DFSA の書面により報告事業体であると宣言された者であるが、一定の例外がある。

れておらず、また、禁止される企業結合の方法についても、何ら規定されてはいない。しかしながら、DIFC の法体系はコモンロー系であってコモンローの原理に依拠することから、コモンロー系の国々で認められる企業結合の方法であれば、DIFC においても一般的に認められるものと考えられる。尚、TKO 事業体に係る企業結合の手続はビッドにより行われ、当該手続の詳細は TKO に規定されている。

## 9.2 各方法を実施する上での手続き、所要期間について教えてください。

### UAE

企業結合の決議は、商事会社法及び会社定款に従い、当事会社相互間の合意に基づき行われる。企業結合の当事会社が営む事業活動が公的機関によって規制される場合、企業結合の決議を有効とするためには当該規制当局から承認が必要となる場合がある。

合併手続きには下記が含まれる。

- (i) 吸収される会社(消滅会社)における株主決議
- (ii) 消滅会社が保有する純資産の評価
- (iii) 合併後も存続する会社(存続会社)ないし親会社における上記(ii)の評価結果に基づき資本増加を行う旨の株主決議(その結果、資本増加に対応する株式が比例按分で割り当てられる。)

上記の手続きの所要期間について述べることは困難である。なぜなら、そもそも UAE における合併の件数は限られており、また、所要期間は、合併の当時会社、その企業形態、設立地及び事業地、事業分野、資産の所在地、規制当局の別等に大きく依存するものであるからである。

### DIFC

DIFC における企業買収の手続き(対象会社の少数株主の権利等を含む)については、DIFC 会社法及び TKO において詳細に規定されている。

これら手続きの実例に関する情報は手許にないが、約 4 ヶ月から 6 ヶ月を要するものと思われる。

## 9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

### UAE及びDIFC

企業結合の方法を決定する際に考慮すべき要素は多いが、特に以下の点を考慮すべきである。

- (a) 当該事業体の形態及び設立地
- (b) 当該事業体の株主数
- (c) 当該事業体の株主に対する通知及び株主が追加取得する株式の数又は株式割合
- (d) 企業結合に対する賛否に関する経済的、法的及び財務的理由
- (e) 当該事業体が行う事業分野
- (f) 当該事業体の資産所在地
- (g) 当該事業体が私的事業体か公的事業体か。
- (h) 当該事業体が行う事業に対する規制の有無、有る場合にはどの規制当局か。
- (i) その他当該企業結合に特有の事項

#### 9.4 組織再編に関わる会社の一つが上場会社である場合、追加で満たす必要のある要件があれば教えて下さい。

##### UAE

企業結合の当事会社が UAE の金融市場(ドバイ金融市場(DFM)又はアブダビ証券取引所(ADX))に上場している場合には、特に、開示及び透明性に係る規則に関する 2000 年 SCA 理事会決議 No.3(2009 年 11 月 5 日発行)が定める以下の要件を満たす必要がある。

- (a) 自然人が、単独又は自己の未成年の子と合算して、発行者の株式の 5%相当以上を保有する場合、直ちにその旨市場に通知すること
- (b) 法人が、発行者の株式の 5%相当以上を保有する場合、直ちにその旨市場に通知すること
- (c) (i)法人が、発行者の親会社、子会社、関連会社又は提携会社の株式の 10%相当以上を保有する場合、又は、(ii)自然人が、単独又は自己の未成年の子と合算して、発行者の親会社、子会社、関連会社又は提携会社の株式の 10%相当以上を保有する場合には、直ちに市場にその旨通知すること
- (d) 法人又は自然人が、発行者の株式の 10%相当以上を保有し、且つ当該発行者の 20%以上を購入しようとする場合、立会場における買注文に先立ち、その旨市場に通知すること
- (e) 銀行又は銀行業務を行う金融機関は、発行者の株式の 5%以上の取得となる取引実行に先立ち、UAE 中央銀行の承認を得ること

##### DIFC

ドバイ金融庁によって規制される会社の買収については、前述のルールブック及び「支配権(control)」の変更に関する規定に従い、ドバイ金融庁に対する通知又は株式売買に関する承認を得ることが必要となる場合がある。

更に、ナスダック・ドバイの上場会社については、ナスダック・ドバイ上場基準又はドバイ金融庁が所管する

ルールブック・モジュールに基づき、諸般の開示規制が課される場合がある。

また、ナスダック・ドバイに上場する DIFC の会社については、上述のとおり、報告事業体に該当すると考えられることから、TKO に規定されるビッドの手続きに従う必要がある。

## 9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがあるか、また強制的公開買付規制が適用されるのはいつか教えて下さい。

### UAE

UAE においては、事業体の事業活動及び資産保有について、自国保有の最低基準が課されている(前記 3.1「UAE 国籍要件」参照)。商事会社法は、UAE フリーゾーンの外で設立され、事業を営む UAE の「国内」会社を規制する法律であるが、同法によれば、(フリーゾーン事業体ではない)UAE の「国内」会社は全て、少なくとも発行済み株式の 51%を UAE 国民が取得して設立され、且つこれが維持されなければならない。但し、金融市場に上場される公開株式会社は、例外的に全株式の 51%を GCC 諸国の国民が保有する限りにおいて、必ずしも UAE 国民が 51%以上の株式を保有する必要はない。

尚、GCC 諸国の国民により 100%保有される事業体については、GCC 経済合意(GCC 諸国内の会社及び GCC 諸国の国民による他の GCC 諸国への投資を促進するための経済合意)により、上記規制について広範囲な例外が適用される。従って、UAE 及び他の GCC 諸国(特にサウジアラビア、クウェート及びバーレーン)は、GCC 諸国の国民により 100%保有される会社の設立、又はいわゆる「川上」持株会社、すなわち GCC 諸国の国民により全株式が保有される会社(以下「GCC 所有制限」という。)の設立を認めている。

強制的公開買付規制については、現在、存在しないが、市場及び規制当局における議論は行われており、導入される可能性がある。

### DIFC

DIFC の会社については、UAE 国籍保有者又は GCC 諸国籍保有者でない者による 100%保有も可能である。

また、以下の場合には、TKO に基づくビッドの手続きによらなければならない。

- (a) ある者が、一定期間に及ぶ一連の取引によるものか否かを問わず、報告事業体の議決権の 30%以上の株式を取得する場合
- (b) 2 人以上の者が共同し、合計して報告事業体の議決権の 30%未満の株式を保有しており、うち 1 人以上の者が株式を取得することにより、彼ら合計して報告事業体の議決権の 30%以上の株式を保有することとなる場合

- (c) ある者が、報告事業体の議決権の 30%未満の株式を保有しており、その者が追加的に株式を取得することにより、その者の有する議決権の保有が、当該株式の取得日当日から遡って 12 ヶ月間におけるその者の最低保有時と比べ、3%を超える増加となる場合
- (d) 2 人以上の者が共同し、合計して報告事業体の議決権の 30%未満の株式を保有しており、うち 1 人以上の者が追加的に株式を取得することにより、彼ら合計での議決権の保有が、当該株式の取得日当日から遡って 12 ヶ月間における彼ら合計での最低保有時と比べ、3%を超える増加となる場合

## 9.6 外国会社も、上記組織再編方法を行うことができますか。

### UAE

GCC 所有制限の要件が満たされる場合には、外国会社も上記の企業結合等を行うことができる(前記 9.5 参照)。

### DIFC

DIFC はフリーゾーンの 1 つであるため、GCC 所有制限は適用されない。従って、外国会社であっても、上記の企業結合等を行うことができる。

## 9.7 UAE内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を規制する法律やその他の形態の規制は存在しますか。

### UAE及びDIFC

UAE 又は DIFC においては、独占禁止法、規則又は規制は存在しない。もっとも、UAE 又は DIFC の事業体が再編を完了し、子会社、支社又は関連会社を他の法領域に有する場合には、それらの法領域内で関連する独占禁止法等規制の遵守を確認する必要がある。

# 10. 租税

## 10.1 会社が納税すべき所得税額は、UAEでは、どのように決定されるのか教えてください。

UAE では、法人に対する連邦レベルの課税制度は設けられておらず、各首長国が独自の課税制度を有している。また、UAE で取引又は事業を行う会社又はその支店は、首長国の首長と個別に合意することにより、課税を免れることができる場合がある。

現在、アブダビ、ドバイ及びシャルジャにおいては、それぞれ 1965 年のアブダビ所得税勅令(その後の改正を含む。)、1969 年のドバイ所得税勅令(その後の改正を含む。)及び 1968 年のシャルジャ所得税勅令(その後の改正を含む。)に基づき、法人課税制度が施行されている。しかしながら、実務上、実際に課税されるのは、石油会社、ガス会社、石油化学会社又は外国銀行の支店等に限定されている。

以下、アブダビ、ドバイ及びジェベル・アリ・フリーゾーンについて述べる。

## アブダビ

後述の通り、アブダビでは法人課税制度が施行されているが、実務上は、次の例外を除き、法人税、所得税、源泉徴収税、売上税又は付加価値税は課税されていない。

- (a) 関連するコンセッション契約において規定される税率による石油会社及びガス会社に対する課税
- (b) 外国銀行の支店の年間利益に対する定率による課税
- (c) ホテル業及び娯楽業に対する定率によるサービス税

尚、1965 年アブダビ所得税勅令(1972 年 4 号所得税勅令により改正)によれば、全ての「課税対象者」に対し、以下のとおり、最高 55%の累進税率により課税されるものと定められている。

所得 100 万ディルハム(AED)未満	0%
所得 100 万以上 200 万ディルハム(AED)未満	10%
所得 200 万以上 300 万ディルハム(AED)未満	20%
所得 300 万以上 400 万ディルハム(AED)未満	30%
所得 400 万以上 500 万ディルハム(AED)未満	40%
所得 500 万ディルハム(AED)以上	55%

「課税対象者」とは、当該課税年度において、アブダビ内に存在する恒久的施設を通じ、直接的に又は他の法人の代理人を通じて間接的に、種類を問わず何らかの取引又は事業を行う法人(設立地にかかわらず。)又はそれら法人の支店を意味する。但し、首長との間で所得税免除の合意がある場合を除く。

取引又は事業を行う法人の支店が複数存在する場合、それぞれが独立した課税対象者として扱われるが、アブダビ内にある恒久的施設を通じて取引又は事業を行う二次的な親会社がある場合、かかる事実のみによって当該親会社が課税対象者として扱われるものではない。

「取引又は事業を行う」とは、以下のとおりの意味である。

- (a) アブダビにおいて物品又は物品に関する権利を売ること
- (b) アブダビにおいて製造業、工業又は商業を営むこと

- (c) アブダビに存在する財産を賃貸すること
- (d) アブダビにおいてサービスを提供すること。但し、アブダビ内での単なる物品の購入又は当該物品に係る権利の取得を除く。

アブダビにおける課税対象者は、上記のとおり累進税率により課税されることと定められているが、当該会計年度において取引した石油の信用合計量(credit aggregate)による減額制度がある(但し、当該会計年度における控除総額が石油の信用合計量を超えない場合に限る。)

課税対象となる所得額は、課税対象者において当該所得を取得する際に生じた費用全額を控除した後に算定される。控除される費用には、物品の取得費用、当該事業の運営に必要な費用、並びに、有形又は無形の財産の減価償却、老朽及び消耗の控除許容額、並びに、課税対象者がその事業により受けた損失が含まれる。

## ドバイ

1969年のドバイ所得税命令及びドバイ所得税勅令(及び1970年の改正)によれば、ドバイにおいて取引又は事業を行う組織に対し、以下のとおり、最高55%の累進税率により課税されるものと定められており、かかる税率は上記アブダビの場合と同様である。「課税対象者」の解釈及び課税対象となる所得額の算定についても、上記アブダビの場合と同様である。

また、石油会社に対しては、UAEに源泉のある課税所得について最高55%までの税率により課税され、銀行に対しては、外国銀行の支店に関する所得税命令(1997年2号所得税命令)により、課税所得について20%の税率により課税される。銀行の課税所得は監査済み会計書類を参照して計算されるが、石油会社の課税所得はコンセッション契約を参照して計算される。石油会社は、生産した石油に関するロイヤリティを支払う義務も負う。

関税は極めて低率であり、多くの免税措置がある。製造業者が製造目的により什器備品、原材料及び部品を輸入する場合におけるのと同様、再輸出目的で輸入された物品については関税が免除される場合が多い。

## ジェベル・アリ・フリーゾーン (JAFZ)

UAEはフリーゾーン繁栄の結果として多大な経済的利益と産業発展を享受してきた。UAEにおける製造業振興のための主要な奨励制度として、利益又は製品に課される税及び賦課金(ライセンス手数料を除く。)についての免除措置がある。更に、国外への利益移転及び資本移転に対する制限はない。また、特別な産業区域における適格プロジェクトに関しては、関税の免除措置もある。加えて、国産品に関しては、輸入物品に比して10%有利な価格での政府による購入が認められている。

以下、ドバイにおけるフリーゾーンの一例として、ジェベル・アリ・フリーゾーン(JAFZ)を紹介する。

JAFZ は、外国企業に対して自由貿易の利益と機会を提供する目的で 1985 年に設立された。JAFZ は、ドバイ国際空港から 40 キロメートル離れた場所に位置し、外国企業はドバイ法人の資本の 100%を保有することができる。会社設立の所要期間は、概ね 5 日から 20 日とされているが、会社設立の申請対象施設の利用状況及び必要とされる法的書類の提出状況により変動し得る。

JAFZ における奨励制度

- ・ 設立時から 50 年間(同様の期間の更新あり)の法人税の免除
- ・ 資本及び利益の国外移転に関する非課税
- ・ 個人所得税の免除
- ・ 通貨規制なし

## 10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

UAE は多くの国との間で二重課税条約を締結している。二重課税条約は、個人及び法人が、同一の課税期間における同一の課税対象について二重に課税されることを防止するため、一定の場面において関係する両国のうちいずれが課税徴収を行うかを定める条約である。一般論として、二重課税条約は、いずれか一方の国のみで課税することを定めるか、或いは、両国双方で課税可能となる場合には納税者の居住国が他方の国で行われた納税を認めて自国では課税しないことを定める場合が多い。また、二重課税条約は、通常、両国のうちより低い税率の源泉徴収課税を採用し、また、両国の当局間における関連情報の交換について定める。このように、二重課税条約は、両国間における納税者に対する差別的取扱いを防ぎ、法的枠組みの下で法律面及び財務面における予測可能性を高めることを意図するものである。

## 10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

前記 10.1 参照。

## 10.4 外国法人がUAEで取得した所得に対して課される税率を教えてください。

前記 10.1 参照。

## 10.5 UAEでは、他にどのような税金を支払う必要があるか教えてください。

その他の課税はない。

## 10.6 配当は課税されますか。

配当に対する課税はない。

## 10.7 源泉徴収税が課されますか。

源泉徴収税は課されない。

## 10.8 UAEでは、キャピタルゲインが課税の対象となるのか教えてください。

キャピタルゲインに対する課税はない。

# 11. 紛争解決

## 11.1 UAEにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

UAE の法体系は、制定法を主たる法源とする大陸法系に属し、エジプト・アラブ共和国の法制度により影響を受けているところ、エジプト・アラブ共和国の法制度はフランス法及びローマ法をルーツとし、海実務の分野においては一部コモンロー系を取り入れたものである。また、UAE の法制度においては、イスラム法(シャリーア法)も重要であり、UAE の民事法全般を通じてイスラム法の諸原則が反映されている。

UAE の法体系が大陸法体系に属することは、その裁判実務においてもコモンロー系の各国における状況とは大きく異なることを意味する。例えば、裁判官は、通常、法廷における口頭弁論を聴取しない。また、最も重要な相違点として、先例拘束力(法的拘束力のある判例法)の制度が存在しないことがある。裁判所を説得するための手段として先例が用いられる場合はあるが、先例拘束力が公式の制度として存在しないことから、同一の事実を審理した2人の裁判官が、全く異なる判断を行い、全く異なる判決を言い渡す場合もある。

## 11.2 UAEにおいて外国判決はどのように執行されますか。

外国判決の執行については、主として UAE 民事手続法 235 条が定めている。UAE における外国判決の執行については、例えば、当該外国において UAE の判決を執行するための条件と同一条件の下で執行可能となることなどの問題がある。

UAE において外国判決を執行するためには、幾つかの要件を満たさなければならない。第一に、管轄権を有する UAE の第一審裁判所に対し、通常の訴訟手続に従い、外国判決の執行を申立てる必要がある。第二に、UAE の裁判所は、当該紛争について元々自らが管轄権を有しておらず、他方、当該判決を言い渡した外国裁判所は必要な管轄権を有していたことを確認しなければならない。第三に、UAE の裁判所は、当該事

件の当事者が、召喚手続により外国裁判所に出廷したことを確認し、また、召喚状が適切に送達されている必要がある。第四に、UAE の裁判所は、当該外国判決が当該外国の法律に基づき確定していることを確認し、最後に、当該外国判決が UAE の公序及び UAE の裁判所の過去の判決と矛盾しないことを確認する必要がある。

### 11.3 UAEにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか教えてください。

UAE において、仲裁は、有意義な紛争解決手段として広く認識されており、例えば、ドバイ国際仲裁センター、DIFC-LCIA 仲裁センター、アブダビ及びシャルジャの商工会議所といった機関が仲裁機関として利用されている。また、UAE 民法典に規定された仲裁に関する規定を発展させるため、仲裁に関する特別法を制定する過程にある。更に、DIFC においては、独自の近代的で有効な仲裁法を有している。

### 11.4 仲裁判断は、UAEではどのようにして執行されるのか教えてください。

仲裁手続の当事者が任意に仲裁判断に基づく義務を履行しない場合、仲裁判断を執行するためには UAE の裁判所に対する申立てを行う必要がある。現在のところ、地方裁判所による承認を得なければ、仲裁判断を執行することはできない。

仲裁判断の承認について重要なことは、UAE の裁判所は、形式的な点のみ審査し、仲裁判断の実体判断については審査しないという点である。すなわち、仲裁判断の当事者は、ある事件の事実認定又は実体判断の誤りを理由として当該仲裁判断を争うことはできず、仲裁判決に対する異議申立は、その形式面及び手続き面を理由とする場合に限り許される。

外国仲裁判断は、理論的には、UAE が 2006 年に加盟した外国仲裁判断に関するニューヨーク条約に従って執行されるはずである。しかしながら、現時点では UAE においてニューヨーク条約に基づく外国仲裁判断の執行を試みた事例はないようである。このため、UAE の裁判所が、外国仲裁判断に対してどのように対応するのかについては、依然として明らかではない。

### 11.5 仲裁判断がUAE裁判所において否定されるのはどのような場合か教えてください。

勝訴当事者が仲裁判断の承認の申立てを行った場合、又は、敗訴当事者が仲裁判断の承認の申立ての前に仲裁判断の破棄を申し立てた場合、仲裁手続の当事者は、裁判所において、仲裁判断の承認(及びそれに引き続く仲裁判断の執行)について争うことができる。

また、UAE 民事手続法 216 条は、当事者が仲裁判断を争うことができる場合として、仲裁人が適切に任命されていない場合、仲裁人に権限が授与されていない場合、又は仲裁人の権限逾越の場合を定めている。

※注: UAE における法規制は、事前の公表なく変更される場合があり、手続面は行政裁量に委ねられることから手続面の複雑さも多様である。従って、本レポートのみに依拠した判断はなされるべきでなく、関心ある依頼者においては、何らかの選択を行う前に、当事務所に相談頂きたい。

(2011 年 3 月 31 日現在)

\*\*\*\*\*

本法律ガイドは、Al Tamimi & Company, Advocates & Legal Consultants による英文原稿を和訳の上、必要に応じて若干の要約及び補足等を加えたものです。

本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。

また、本ガイドブックに含まれる情報は最新のものではない可能性があり、当事務所は本法律ガイドの内容の全部又は一部の正確性について保証するものではなく、いかなる責任を負うものでもありません。